

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業（通所介護相当サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）③

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	サンクスクリエーション合同会社
主たる事務所の所在地	〒399-8301長野県安曇野市穂高有明9990-1
代表者（職名・氏名）	代表社員 高橋 清彦
設 立 年 月 日	平成18年11月17日
電 話 番 号	0263-88-6868

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	サンクスデイサービスさいわい	
サービスの種類	第1号通所事業（通所介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒399-8301長野県安曇野市穂高有明9990-1	
電 話 番 号	0263-88-6868	
指定年月日・事業所番号	平成23年3月1日指定	2074000502
実施単位・利用定員	1単位	定員18人
通常の事業の実施地域	安曇野市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始及びお盆を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時10分から午後4時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	
生活相談員	常勤 2人	非常勤 0人
看護職員	常勤 0人	非常勤 3人
介護職員	常勤 2人	非常勤 9人
機能訓練指導員	常勤 1人	非常勤 2人

7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	高橋 琢磨
--------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所事業（通所介護相当サービス）の利用料・・・基本部分，加算・減算の合計の額となります。

【基本部分：通所介護相当サービス】

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
通所型独自サービス (1月につき)	週1回のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
通所型独自サービス (1月につき)	週2回のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める介護予防通所介護の金額

に相当する金額であり、介護予防通所介護の金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）		基本利用料	加算額		
				利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
送迎未実施減算	事業所が送迎を行わなかった場合（片道）		-470円	-47円	-94円	-141円
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）イ※	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	事業対象者・要支援1・ 要支援2（週1回）	720円	72円	144円	216円
		事業対象者・要支援2 （週2回）	1,440円	144円	288円	432円
介護職員等 処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合			上記基本部分と各種加算減算 の合計9.2%		

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件（概要）		減算額			
			基本利用料	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
同一建物減算	当該減算の要件に該当した場合 (1月につき)	事業対象者・要支援1 ・要支援2（週1回）	14,220円	1,422円	2,844円	4,266円
		事業対象者・要支援2 (週2回)	28,690円	2,869円	5,738円	8,607円
定員超過・人員基準欠如	当該減算の要件に該当した場合 (1月につき)	事業対象者・要支援1 ・要支援2（週1回） 事業対象者・要支援2 (週2回)	上記基本部分の70%			

(2) その他の費用

食費 (おやつ代含む)	食事の提供をする場合、1食につき780円の食費をいただきます。 (内訳：昼食代680円 おやつ代100円)
レクリエーション材料費	レクリエーション材料費として利用日一日につき40円をいただきます。
おむつ代	おむつの提供をする場合、1回につき100円の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先：サンクスデイサービスさいわい TEL 0263-88-6868)

① 利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② 前日の17時以降から当日の8:30までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の10%

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の15日(祝休日の場合は直後の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。下記の金融機関からお選び下さい。 ・八十二銀行 ・ゆうちょ銀行 ・JAあづみ ・松本信用金庫 ・長野県信用組合
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の10日(祝休日の場合は直後の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 松本信用金庫 穂高支店 普通口座 0329478
現金払い	サービスを利用した月の翌月の10日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号 主治医への連絡基準	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)及び安曇野市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0263-88-6868
	面接場所 当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	安曇野市介護保険課	電話 0263-71-2472
	長野県国民健康保険団体連合会	電話 026-238-1555

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。

い。

(2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、事業所の管理者を防火責任者として次のとおり必要な訓練を行っており、また、消防法上必要な設備を備えております。

防災訓練 年2回

避難訓練 年2回

通報訓練 年2回

14. 第三者による評価の実施状況

1. あり 2. なし

15. 虐待防止に関する事項

①事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

②事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。